

市第68号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 6 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号の表中

「

運動広場（玄海田公園の運動広場を除く。）	1 日につき	17,100円		
----------------------	--------	---------	--	--

」

を

「

運動広場（新横浜公園及び玄海田公園の運動広場を除く。）	1 日につき	17,100円		
新横浜公園の運動広場	人工芝のグラウンド	1 日につき	35,200円	
	その他のグラウンド	1 日につき	17,100円	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

提 案 理 由

新横浜公園の運動広場の利用料金を改定するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 3（第 29 条の 3 第 2 項）

(1) 利用料金

種 別		貸 切 利 用		個 人 利 用	
		単 位	金 額	単 位	金 額
(省 略)					
運動広場（ <u>新横浜公園及び 玄海田公園の運動広場を除く。</u> ）		1 日につき	17,100円		
新横浜公園 の運動広場	<u>人工芝のグラ ウンド</u>	<u>1 日につき</u>	<u>35,200円</u>		
	<u>その他のグラ ウンド</u>	<u>1 日につき</u>	<u>17,100円</u>		
(省 略)					

（第 2 号及び第 3 号省略）